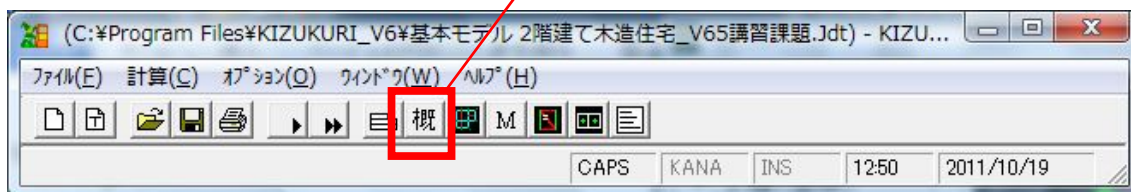


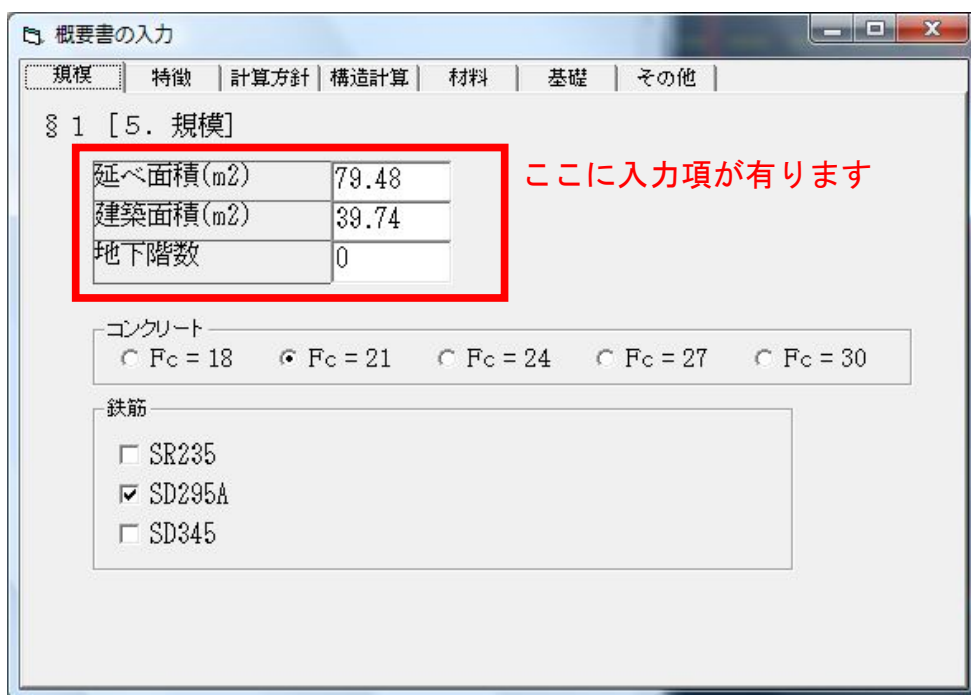
【質疑：『KIZUKURI』の出力について質問があります。出力時に（延べ面積）と（建築面積）が印字されますが、出力数値は0.00 m<sup>2</sup>です。（延べ面積）と建（築面積）の直接入力項目欄が見当たりません。また、（延べ面積）と（建築面積）の出力の意味があるのでしょうか。】

【回答：入力画面】

このボタンです



① 【概】のボタンを「クリック」します。



② 【概要書の入力】→【規模】に【延べ面積】と【建築面積】の入力項が有ります。

【回答：出力の意味】

【安全証明書】の作成時に参照する場合に便利と考え出力しています

第四号の二書式(第十七条の十四の二関係)

構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書

建築士法第 20 条第 2 項の規定により、別添の構造計算書によって下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。

平成23年11月11日

(一級) 建築士 (大臣) 登録第 14????号

住 所 横浜市保土ヶ谷区帷子町??-??

氏 名 木造 太郎 印

有限会社 木造舎 一級建築士事務所

神奈川県知事 登録第 14????号

所在地 横浜市保土ヶ谷区帷子町??-??

電話 045-331-???? 番

株式会社 日本太郎 殿

建築物の所在地	埼玉県川越市月吉町??番??	
建築物の名称及び用途	横浜 公園様邸 新築工事	
建築面積	?? . ?? ? m <sup>2</sup>	ここに摘記するときに 便利と考えます
延べ面積	?? . ?? ? m <sup>2</sup>	
高さ	1 最高の高さ	12.000m
	2 最高の軒の高さ	9.000m
階数	地上 3 階	地下 階
構造	木造	
建築物の区分	1 建築基準法(以下「法」という。)第 20 条第 1 号に掲げる建築物 2 法第 20 条第 2 号に掲げる建築物 ③ 法第 20 条第 3 号に掲げる建築物 4 法第 20 条第 4 号に掲げる建築物	
別添の構造計算書に係る構造計算の種類	1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第 81 条第 1 項に定める基準に従った構造計算 2 令第 81 条第 2 項第 1 号イに規定する構造計算 3 令第 81 条第 2 項第 1 号ロに規定する構造計算 4 令第 81 条第 2 項第 2 号イに規定する構造計算 ⑤ 令第 81 条第 3 項に定める基準に従った構造計算 6 その他( )	
別添の構造計算書に係る構造計算の方法	① 国土交通大臣が定めた方法によるもの 2 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの	
当該構造計算に用いたプログラム	1 名称 ( 『KIZUKURI』Ver6.50 『KIZ-sub』Ver6.00 ) 2 国土交通大臣の認定 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 3 認定番号 ( )	
備考		

〔記入注意〕

- 1 この証明書に構造計算書を添え、この証明書と当該構造計算書に割印を押してください。
- 2 構造計算を共同で行った場合においては、連名で証明してください。
- 3 建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあっては、当該建築物の部分ごとにこの証明書を作成し、設計の委託者に交付してください。
- 4~9 (略)